資 料 1

弥富市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、本市職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）に違反した容疑で逮捕された事件（以下「官製談合事件」という。）を受け、入札及び契約制度の検証を行うとともに、再発を防止するための対策について検討を行うため、弥富市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　官製談合事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証

(2)　前号の検証に基づく課題等の抽出

(3)　官製談合防止法第２条第５項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策（以下「再発防止対策」という。）の検討

(4)　その他再発防止対策の策定に必要な事項の調査及び研究

（構成）

第３条　委員会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

(1)　市長

(2)　副市長

(3)　企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設部長及び教育部長

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、市長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、策定した再発防止対策等について、第三者及び関係機関に意見を求

めることができる。

3　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席した委員の全員で決する。

5　委員会には、特に必要がある場合は、関係職員を説明者として出席させることができる。

6　委員会は、非公開とする。ただし、委員長が認める場合はその限りでない。

（外部委員）

第６条　委員会に外部委員を置くことができる。

２　外部委員は、第２条に規定する所掌事務に関して、識見を有する者の中から委員長が委嘱する。

３　外部委員は、委員会の求めに応じて、再発防止対策に関して助言し、又は意見を述べることができる。

（遵守事項）

第７条　委員長、委員及び関係職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年３月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年５月14日から施行する。